

精神障害者
旅客運賃割引規程【細則】
(嵐山線・鋼索線・架空索道)

2025. 4. 1制定

京福電気鉄道株式会社

精神障害者旅客運賃割引規程

(嵐山線・鋼索線・架空索道)

(適用範囲)

第1条 この規程は精神障害者が単独又は介護者とともに、当社線及び連絡運輸の取扱いをする他社線（以下連絡他社線という。）を乗車する場合に適用する。

(精神障害者)

第2条 この規程において「精神障害者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者とする。

- 2 前項の精神障害者の障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級、2級及び3級とし、各級の障害の状態は、それぞれ次の表の下欄に定めるとおりとする。

障害等級	精神障害の状態
1級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2級	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

(介護者)

第3条 精神障害者が、1級精神障害者及び定期乗車券を使用する12才未満の2級または3級精神障害者であるときは、精神障害者1人に対して、1人の介護者をつけることができる。ただし、特に事情があると当社係員が認めたときは、2人の介護者をつけることができる。

- 2 前項の介護者は当社係員が介護能力があると認められる者であってその購入する乗車券の種類、乗車区間及び有効期間が精神障害者と同一で、精神障害者の乗車券と同時に購入するものでなければならない。ただし、6才未満の精神障害者はこのぞく。

(割引乗車券の種類)

第4条 精神障害者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は次の通りとする。

- (1) 普通乗車券 1級精神障害者が介護者とともに乗車する場合及び1級、2級および3級の精神障害者が単独で乗車する場合に発売する。
 - (2) 定期乗車券 1級精神障害者及び12才未満の2級または3級精神障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。
 - (3) 回数乗車券 1級精神障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。
ただし、鋼索線と架空索道については、定期乗車券及び回数乗車券は発売していない。
- 2 介護者に対して割引の取扱をする乗車券の種類は、前項の規定により精神障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。
ただし、精神障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても介護者に対して発売する定期乗車券は前条第2項の規定にかかわらず通勤定期乗車券に限るものとする。
- (注) 介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても介護者に対しては通学定期乗車券を発売しない。

(取扱区間)

- 第5条 精神障害者及び介護者に対して発売する割引乗車券の区間は、当社線及び連絡他社線の各駅相互間とする。
ただし、精神障害者が普通乗車券によって単独で乗車する場合は、その乗車区間が当社線及び連絡他社線を通じて、片道100キロメートルをこえる区間に限る。

(割引率)

- 第6条 精神障害者及び介護者に対する割引率は50パーセントとし、は数計算した額とする。ただし、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引をしない。
- (注) 6才未満の精神障害者は無賃であるが、その介護者についても割引の取扱をする。

(介護者の同行)

- 第7条 介護者用乗車券は精神障害者と、その介護者が同一の列車により、乗車する場合に限って有効とする。

(発行方)

- 第8条 精神障害者が精神障害者福祉手帳もしくは、アプリケーション「ミライロID」を呈示して、乗車券の購入を申し出たときは、同手帳の記載事項を確認のうえ、相当乗車券面(往復券及び回数券については各券片)に、直径約2.0センチメートル

ルの(特割)の表示をする。

- 2 ワンマンカーにあっては、精神障害者保険福祉手帳もしくは、アプリケーション「ミライロ ID」の確認をした上で、普通旅客については、割引の運賃額を収受する。

(注) 介護付用乗車券として、小児用定期乗車券を発売する場合は、旅客運賃を割引しないが、乗車券面には(特割)の表示をする。

(旅客運賃払いもどし及び乗車変更)

第9条 介護付用乗車券の旅客運賃払いもどし及び乗車変更は、精神障害者に対する乗車券と、その介護者に対する乗車券について、ともに行う場合でなければ取扱をしない。

(精神障害者保険福祉手帳の携帯)

第10条 精神障害者は乗車券購入の際及び乗車中は、精神障害者保険福祉手帳もしくは、アプリケーション「ミライロ ID」を携帯して、当社係員の請求があったときはいつでも呈示しなければならない。

(その他の取扱方)

第11条 前各号の規定以外の取扱方は旅客営業に関する一般の規定による。